

4 法人リクルート協議会 協定事項確認書 第一版

2020年6月1日

【合意事項】

本協定は、応募者に十分な法人選択の機会を与え、公正かつ円滑な採用活動が行われることを目的とする。各法人は責任を持って所属する社員・職員ならびに就職活動生に対して本協定の内容を周知させるものとする。

各法人は本協定を誠実に遵守することを約束し、本協定に明確な定めのない事項についても、それぞれの法人で本協定の趣旨を十分に斟酌のうえ、行動するものとする。

なお、本協定の内容は2020年6月1日現在の状況を踏まえた暫定的なものであり、今後、新型コロナウイルスに対する政府施策及び公認会計士・監査審査会の動向により、遵守事項及び催事の開催日時等、改めて協定内容の更新を行うこととする。

2020年4月1日現在:採用スケジュールによらず、常時遵守すべき事項(東京事務所)

- 新型コロナウイルスによる状況が改善し、対面での接触が問題ないと判断されるまでは、受験生との接触は全て電話・メール・アプリケーションなどオンラインツールに限定し、対面での接触は一切禁止する。
- 健全な採用活動遂行のため、受験生との接触は午前9時から午後8時の間のみとし、対面での接触、オンラインツール上関係なく、アルコールの摂取及び提供は一切禁止する。
- 法定休日(日曜日)における受験生との接触は一切禁止する。
- 面接開催期間より前の期間において、選考行為または選考に準じる行為は行わない。
- 内定通知日以前の内定通知及び内定承諾開始時間(内定通知日 13:00)以前に内定承諾書の入手やこれに準ずる行為は行わない。行われた場合でも、それらの行為は一切無効とし、各法人は応募者に対して採用活動を継続できるものとする。
- 当協定における「接触禁止」の範囲は、法人主導のみならず、知人・友人関係、先輩・後輩関係等、個人的関係にも適用されることとする。ただし、サイト更新通知など個人配信ではない受験生への連絡は可能とする。
- 本協定の周知を徹底すべく、各法人定期採用サイト内マイページでの告知及び法人主催の採用イベントにおいて口頭・書面で周知することに加え、個別接触時においてもその内容を就職活動生に伝達する。

<常時遵守事項の趣旨>

- (i)公認会計士業界の品位を保ち、秩序及び節度あるリクルート活動を行う。
- (ii)受験生が受験勉強・就職活動・学業等の本分を全うすることを最優先とする。

合格発表前に実施する採用活動について(東京事務所)

接触可能期間

- 以下の期間においては、受験生との接触は可能する。(前記の通り、オンラインツールに限定)
 - ・5月25日(月)から6月30日(火)まで
 - ・第Ⅱ回短答式試験日翌日から9月30日(水)まで

接触禁止期間

- 以下の期間においては、受験生との接触は一切禁止する。ただし、受験生への情報伝達等が不足することがないよう、応募者からコンタクトがあった場合に限り、その対応・返答を行うことができる。
 - ・7月1日(水)から第Ⅱ回短答式試験日まで
 - ・10月1日(木)から論文式試験終了日まで

接触禁止期間以外の期間における留意事項

- 「4 法人リクルート協議会 協定事項確認書 第二版」に定める日まではエントリーシート等の、選考につながる個人情報の収集は行わない。

論文試験後及び合格発表後に実施する採用活動について（東京事務所）

- 合格発表日以降の採用スケジュールについては、政府施策及び公認会計士・監査審査会の決定事項に準拠し、別途公開する「4 法人リクルート協議会 協定事項確認書 第二版」（各試験日及び合格発表日が確定後に公開予定）にて改めて周知する。

私たちは上記の協定内容を誠実に遵守し、自法人内で周知徹底することを約束します。

2020年6月1日

PwC あらた有限責任監査法人

EY 新日本有限責任監査法人

有限責任監査法人トーマツ

有限責任あずさ監査法人